

特集 (2~4面)

社会福祉法人らしさを発揮し、発信する機会
—それぞれの法人のアイデアと工夫が地域を活かす—



▶今月の表紙 季節の贈り物みたいに新聞を届ける

難病「全身性エリテマトーデス」を患う小川ゆう子さんは、6年に渡り季節ごとにA3判二つ折りの新聞『ゆうこ新聞』を発行している。

企画・編集から発行・発送まで一人で行っているが、全国の読者が紙面に参加する。「新聞を面白くしてくれているのは、皆さんの言葉のおかげです」と言う。

読者とのゆるやかで強いつながりがそこにはある。

【詳しくは12面へ】
〈撮影・菊地信夫〉

社会福祉法人らしさを発揮し、発信する機会

—それぞれの法人のアイデアと工夫が地域を活かす—

平成28年11月11日、改正社会福祉法の施行に伴う関連政省令が公布され、それに伴い、同日、厚生労働省より関連通知等が発出されました。今回の社会福祉法人制度改革の柱は、①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取組を実施する責務、⑤行政関与の在り方です。既に多くの社会福祉法人が、公布前からさまざまな取り組みを進めています。

今回は去る10月26日に開催された「地域における公益的な取組実践発表会」の様子と併せていくつかの事例を紹介します。

社会福祉法人の意義

今回の改正に関連して、11月11日に厚生労働省から発出されている通知の中で、社会福祉法人の今日的な意義が次のように示されています。

社会福祉事業や公益事業に係るサービスの供給・確保の中心的役割を果たすことのみならず、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、積極的に地域社会に貢献していくことにある。

既存の事業を充実させ、自ら提供するサービスの質を高めていくとともに、地域の福祉サービスが不足する場合には、既存の社会福祉制度の枠組みの内外を問わず、新たなサービスを積極的に創出していくことが求められています。

どのような福祉ニーズが地域には存在しているのか、あるいは潜在しているのか、今まで以上に地域や利用者への声を傾け、声にならないニーズにも向き合っていく姿勢と、一層の実行力・実践力が求められています。

6月1日に出された通知では、平成28年改正で規定された第24条第2項のいわゆる「地域における公益的な取組」について、その趣旨等が示されています(下記参照)。社会福祉

充実残額の有無に関わらず、全ての社会福祉法人が対象となっており、取り組みの内容については、他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することとされています。

取り組むべき内容が具体的に示されているわけではありませんが、該当しないものの考え方が示されていますので、自法人での取り組みが、いわゆる「地域における公益的な取組」に当たるとは精査が必要とす。

今こそ、社会福祉法人らしさを発揮する機会と捉えて、社会福祉法人としての存在意義をしっかりと示していくことが肝要です。

【別添1】

平成28年改正法第24条第2項のいわゆる「地域における公益的な取組」の考え方について

○以下については、平成28年改正法第24条第2項のいわゆる「地域における公益的な取組」の該当性を法人等が判断する場合の参考として考え方を示すものであり、個々の取組については法人が地域の福祉ニーズを踏まえつつ、法律の趣旨(前記要件等)に則して判断する必要があります。

なお、

- ア 「地域における公益的な取組」は、以下の例に限定されるものではないこと
- イ 「地域における公益的な取組」に該当しない場合であっても、法人が行うことができる公益事業に該当する場合があることを念のため申し添えます。

①社会福祉事業又は公益事業を行う場合に当たっては提供される福祉サービスであること
 ・地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動は該当し得ますが、当該法人の施設・事業の入所者・利用者と住民との交流活動は、法人事業の一環として行われるものであり、「地域における公益的な取組」に該当しません。
 ・環境美化活動や防犯活動は、法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、地域社会の構成員として行う活動であり、「地域における公益的な取組」には該当しません。

②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対するものであること
 ・要支援・要介護高齢者に対する入退院支援などは該当し得ますが、自ら移動することが容易な者に対する移動手段の提供などは法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。
 ・子育て家庭への交流の場の提供は該当し得ますが、地域住民に対するグラウンドや交流スペースの提供は法人が行い得るものですが、「地域における公益的な取組」に該当しません。
 ・家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援を目的としたものは該当し得ますが、一般的な学力向上を主たる目的とした学習支援は法人が自主的に取り組むことが出来るものですが、「地域における公益的な取組」には該当しません。

③無料又は低額な料金を提供されること
 ・自治体の委託事業を受託して費用の補填を受けている場合は該当しませんが、法人独自に付加的なサービス提供を行っている場合は該当し得ます。
 ・法人が介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するものについては該当します。

平成28年6月1日社援基発0601第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知より抜粋

	公益的な取組(責務) (第24条第2項)	地域公益事業 (第55条の2 第4項)
事業の範囲	社会福祉事業、 公益事業の一部	公益事業の一部
対象	すべての社会福祉法人	社会福祉充実残額 がある法人の一部
財源の考え方	フロー ※費用の有無を問わない	ストック ※社会福祉充実残額を充てる
社会福祉充実残額	有無を問わない	有
所轄庁の関与	現況報告書による報告	社会福祉充実計画の承認
関係者の意見	不要	要 (「事業区域」の住民その他関係者からの意見を聴く)

全国社会福祉法人経営者協議会「平成28年度都道府県経営協セミナー」資料より抜粋

しっかりとした取組は発信してこそ

去る10月26日、新横浜プリンスホテルにて、全国社会福祉法人経営者協議会の主催により、第1回「地域における公益的な取組実践発表会」が開催されました。

464名の方が参加し、29の実践発表と26点のポスター発表がされました。本県は実践発表が2法人、そして、ポスター発表が5点と他県に比べて多くの発信がなされました。発表者は5分という短い時間の中で、スライドや写真を駆使して説明していたのが印象的でした。

発表事例に出てくる対象となる方は、子どもから高齢者まで多様です。運転手付きで送迎車両を提供し、一人暮らしの高齢者の「ショッピングツアー」を実践する法人では、買い物が一時的な目的ですが、地区の民生委員や町内会の役員が添乗員になることにより、一人暮らしの方の状況把握や孤立予防につながる二次的効果を発表していました。

また、別の法人の発表では、地元の建築会社と連携して建築角材を提供してもらい、それを加工して積み木を作り、地元の保育園に届け、交流を図る取り組みを話していました。一つひとつ手作りのため形は違いますが、それがノーマライゼーション

の考え方を社会へ伝えていくことにもつながると話していました。

その他にも、子育て交流広場の運営や地域カフェの運営、閉店したスパーを官民一体の取り組みで復活させた事例などが発表されていました。発表事例の主なテーマは次のとおりです。発表事例は今後、全国社会福祉法人経営者協議会のホームページにも掲載されます。

〈発表事例の主なテーマ〉

- 生活困窮者への一時宿泊所の提供
- 空き家を利用した居場所づくり
- 大学との連携による地域活動
- ユニバーサル就労支援
- 生計困難者へ現物支給による支援
- 転居を希望する高齢者への支援
- 地域の高齢者への買い物支援
- 災害時における地域の高齢者の一時支援
- 地域の高齢者世帯への除雪支援



このように、多くの社会福祉法人では、地域に根ざした、福祉ニーズに対応する取り組みを既に実践していますが、それを積極的に発信し、より多くの方に知ってもらうことで、

さらなる活動の厚みや展開が見えてくるのではないのでしょうか。

情報発信は人材確保にもつながる

今年度、本会経営者部会主催の研究を受講した社会福祉法人が協力し、県内の大学を訪問する活動を続けています。その中で、多くの大学の担当から聞かれる声は、どの施設・法人がそれぞれの学生に適した就職先なのか、求人票だけでは判断しづらいということです。

学生は、給料などの条件面を重視しながらも、志望動機の上位には「社会の役に立ちたいから」「自分の考えを表現できる場所だと感じたから」などの理由をあげています。

厳しいながらも着実に人材を確保している法人のホームページを見ると、その多くが丁寧な情報発信をしているのが見て取れます。

また、そうした情報発信が地域のボランティアを呼び込むことにつながったり、企業や支援者との出会いを生み、思わぬ展望が拓けることもあります。取り組んでいることの情報発信の工夫もこれからの大きなポイントです。

県内の法人の中には、施設の敷地の境であった壁を撤去して、地域の庭のような空間づくりを手がけているところがあります。その法人では、

SNSを使ってその様子をリアルタイムに発信しています。「刻一刻と変わる様子をたくさんの方と共有しているうちに、いつしか自分も参加しているような気持ちになる」と担当者には話していました。今ままであまり話すことのなかった、近隣の店員から話しかけられるようになったり、施設とは関係性のなかった子どもやお年寄りが、気軽にその庭で休憩していたりするそうです。



(左)参加法人の一体感を高めるために作成したロゴマーク
(右)本会経営者部会「福祉の魅力発信PR力アップセミナー」の1コマ

公益的な取組の一つの形 かながわライフサポート事業

平成25年8月に開始した本事業は4年目を迎えました。福祉現場の最前線で相談支援にあたるコミュニケーションソーシャルワーカーの数は2百名を超え、支援件数も385件（11月末現在）となりました。

現在は、生活困窮の解消に向け、多様な就業機会の創出・確保に向けた、いわゆる中間的就労の「かながわジョブサポート」を積極的に推進しています。本会経営者部会の「社会福祉法人改革対応セミナー」でも、その取り組みを紹介しました。

かながわジョブサポート



多様な人材を育成して、 将来の活躍人材へ

何らかの事情で、生活困難を抱えている人々。不器用かもしれない、少し慣れるまで時間がかかるかもしれませんが、「何とか働いて自立した生活をしたい！」と切に願う人々を、応援しませんか？
正直、最初から、今ある業務をそのまま出来る人は少ないかもしれません。しかし、就労時間を短くしたり、働く日にちを限定したり、ほんの少し仕事内容に工夫があれば、十分に活躍できる人が多くいます。そして、きちんと育成できれば、将来活躍してくれる人もいるでしょう。そのような人々を受入れることで、法人・施設・事業所の業務改善や見直しにつながり、効果的な人材マネジメントにつながるようになります。

今日、社会福祉法人制度改革がすすみ、社会福祉法人による公益的な活動が義務付けられました。これまでに、市民に見える形で地域に貢献していくことが求められています。

未来の神奈川の福祉人材確保のため、また地域の社会貢献のため、かながわジョブサポートへのチャレンジを、ぜひご検討ください。

法人・施設・事業所にはこんなメリットがあります

- ◎ 中期的な育成型人材確保につながる
- ◎ 職場環境の見直しの機会になる
- ◎ 社会貢献になる

その人の体力や体調、状況に合わせてこんな「工夫」があると働くことができます

就労時間の工夫

- ・短時間就労
- ・週2、3日就労
- ・午後からの出勤 など

**（雇用の場合）
就労形態の工夫**

- ・アルバイト勤務
- ・非常勤勤務 など

仕事内容の工夫

- ・清掃・配膳等間接的な仕事
- ・資料整理など既存の業務の1部を仕事として切り出す

**（雇用の場合）
給与支払方法の工夫**

- ・一時的な遣い
- ・一時的な日雇い など

このような方が「配慮付き就労」を希望しています

- ◎ 定年退職をしたが年金が少なくなってしまう働き手
- ◎ 不安定収入のため安定した仕事を探したいが新しい事に挑戦する勇気がない若者
- ◎ 派遣の技術職で働いてきたが40代・50代になり世代交代で派遣先が見つからない方

かながわライフサポート事業中間的就労小委員会
(問合せ先) 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 福祉サービス推進部 ライフサポート担当
TEL.045-311-8753 FAX.045-320-4077 MAIL.kis@kney.jp

かながわジョブサポートへの参加よびかけチラシ

それぞれの法人のアイデア と工夫が地域を活かす

先に触れたように今回の社会福祉法改正で、「地域における公益的な取組」について、具体的な内容が示されていないのは、法人ごとの創意工夫を損なわないためです。

また、社会福祉充実残額があり、公益事業を行おうとする法人は地域協議会から意見を聞くこととされています。さらに加えるならば、法人の基本となる定款についても、準則ではなく定款例として示されるようになり、全ての法人が同じ内容にならない状況となりました。

これらは、それぞれの法人のアイデアと工夫を柔軟に発想できる状況にあるとも言えます。また、法人内だけの議論にとどまらない、多くの方の参加を得ることができる機会とも捉えられます。

これまで取り組んできたことを検証して、法人内で完結していたものを地域の皆さんにも広げていくことができるか、また、地域に必要な取り組みについて、多くの人と一緒に考えていくことができるか、そういう視点が必要とされます。そして、それを実践した結果を、地域の活性化につなげていくことが求められています。

全国的に有名な(福)佛子園(石川

県金沢市)による「シェア金沢」という取り組みのコンセプトは、私がつくる街です。人が直につながり、支え合い、ともに暮らす街を目指しています。

高齢者、大学生、病气の人、障害のある人、分け隔てなく誰もがともに手を携え、家族や仲間、社会に貢献できる街。かつてあった良き地域コミュニティを再生させる街。いろいろな人とのつながりを大切にしながら、主体性をもって地域社会づくりに参加する。まさに「地域ぐるみ」を地で行く街です。全国の優れた取り組みは、本県の実践において非常に参考になります。

よく福祉は「人」と言われますが、多様な人が法人の経営や施設・事業所の運営に携わってこそ、多様な取り組み、多様な組織形成がされるとも言えます。

地域のことを、地域の人と話し合いながら考えていく、そこには、その地域らしいアイデアと工夫が生まれることでしょう。

来年度も「地域における公益的な取組実践発表会」が開催されることと思います。その時に、本県の先駆的な活動を多くの方に知っていただくよう、地域での社会福祉法人らしさを発揮した取り組みの情報発信を引き続き進めていきたいと考えています。

(ライフサポート担当)

こんにちは!

民生委員児童委員です



「茹でピー」で仲間づくり おしゃべりサロン「えんがわ」

篠崎 稔 (民生委員児童委員)

相模原市中央区

田名地区民生委員児童委員協議会



「友ありて人生は楽し」と申しますが、高齢の方々も気軽にお話できる仲間がいて“人生は楽し”ではないでしょうか。

訪問した高齢の方から「夫婦の会話が少なくなった」「ご近所の方々と話ができる場を作ってほしい」と言われ、担当地区内の定年退職者を対象としたおしゃべりサロン「えんがわ」を立ち上げ11年目を迎えました。現在会員は24名で、月1回の集まりと“茹でピー”用の落花生栽培と販売を行い、仲間づくりをしています。

落花生造りを全く知らなかった会員が、夏の暑い日の除草など農作業の大変さを身をもって体験しながら、昨年は176人の皆様に頒布するまでになりました。



参加者は全世帯の10%前後の小さな会に過ぎませんが“災害の発生時に私たちは何ができ、何をしたらよいか”等、経験豊富な参加者の知恵を生かして、具体的な準備について話し合いながら、地域の仲間づくりを広げています。

月1回の定例会は、毎回ほぼ全員が出席し健康や身近な出来事、近隣で困っていることなど全員に発信し、全員で聴いています。

福祉情報誌には、隣近所の気付き合いや助け合い等で少しでも安心して暮らせるように書かれています、小さなことでも自分で考え、計画し、実行することが大切

だと思われま。[物事が成し遂げられないのは、人が最初からそれをあきらめて、成そうとしないからである。挑戦してみれば、成し遂げられぬことなど何もない。現状を嘆いて手をこまねいているより、まずやってみようではないか] これはご存知上杉鷹山の言葉です。

高齢者の仲間づくりの会を作って一番良かったと思うことは、会員からの情報により、民生委員の主たる役割である担当地区内の要援護者の発見や、相談と必要なサービスへの紹介において、地域と行政等を結ぶパイプ役がスムーズにできたことです。民生委員信条でも担当地区の実情把握がうたわれていますが、なかなか難しいのが実際です。

最後に運営の基本、この世のことは「運否天賦」小さなことにこだわらず、明るく朗らかに活動を進める、このことを申し上げ、結びとします。



シニアの力と民生委員活動

要援護者に関する情報を、シニアの仲間づくりの活動を通して把握する取り組みは、福祉の担い手を地域に広げ、「住民に寄り添い、関係機関や行政につなげる個別支援活動」として、地域でのセーフティネットづくりに大きな役割を担っています。

(相模原市民生委員児童委員協議会)

民生委員制度は、平成29年で100周年を迎えます。左上のマークは、100周年シンボルマークです。

高齢者や身体の不自由な方の為の【緊急通報サービス】を当社では格安で提供しております。関心のある方や希望される方はお気軽にお問い合わせ下さい。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 **岡本 誠 一 郎**

本 社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人

神奈川県福祉研究会

福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理 事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)

同 辻村 祥造(☎045-311-5162)

同 西迫 一郎(☎046-221-1328)

同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)

代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



きかん印刷

株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒238-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12

営業部 TEL045(785)1700(代) FAX045(784)8902

制作部 TEL045(785)1788 FAX045(780)1588

http://www.kki.co.jp/

伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター開設 —見守りから成年後見までワンストップで支援

認知症高齢者の増加等に伴い、地域での権利擁護体制の充実・強化が重要となっています。

伊勢原市では、本年11月に伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター（以下、センター）を設立。運営は伊勢原市社会福祉協議会（以下、市社協）が担います。



伊勢原市ではこれまで市社協が中核となり高齢者虐待防止ネットワーク、成年後見の推進、市民後見人養成等に取り組んできました。その実績や経験を反映したセンターは、①相談・支援（一般相談と弁護士等による専門相談）②親族後見人の支援③普及・啓発④市民後見人の養成・活動支援⑤事例検討機能⑥ネットワーク形成（連絡調整の場）の機能を備えます。また、市社協が受託する機能強化型地域包括支援センターとの連携により、市内の相談機関の支援も進めていくほか、住民福祉活動との連携による要支援者の早期把握・対応の推進にも

期待がかかります。センター長に就任した弁護士の内嶋順一さんは、開設記念講演会で「詐欺などの被害もさることながら、一番深刻なのはセルフネグレクト（※）。財産があっても判断能力が不十分なため、それを適切に使うことができず、生活環境を整える支援が必要な方が増えている」と指摘し、「地域住民、専門職それぞれにできることがある。日頃の支援と成年後見をどう絡めて支援をしていくか」を考えるきっかけにしてほしいと投げ掛けました。

続いて、市社協局長補佐の和田百合さんがセンターを紹介し「ご自身や家族のこと、地域の中のことになることなど、こんなことを相談していいのかしらとためらわず、気軽に相談してほしい」と呼び掛けました。



センターの開設を機に権利擁護の一層の推進が展望されます。 ※認知症等により生活能力・意欲が低下し、極端に不衛生な環境で生活する等、客観的にみると本人の権利が侵害されている状態のこと（自己放任）

（企画調整・情報提供担当）

司法ソーシャルワークとその可能性 法テラス神奈川地方協議会開催

離婚や借金、犯罪被害など、様々な法的トラブルに情報提供や法律相談を行い、困っている方の問題解決に向けたお手伝いをする日本司法支援センター「法テラス」（以下、法テラス）。去る11月16日に法テラス神奈川主催の地方協議会が開催されました。

テーマは「司法ソーシャルワークとその可能性～高齢者・障がい者への支援とそのあり方」。

第一部では、司法ソーシャルワーク研究の第一人者でもある立教大学法学部教授の濱野亮さんによる基調講演がありました。

濱野さんは、司法ソーシャルワークにおける意義・役割とその手法について、法テラス東京事務所



第一部の濱野さんによる基調講演の様子。「司法と福祉の連携により、利用者の総合的な支援ができる。司法ソーシャルワークの意義は大きい」と話す

取り組まれた活動の研究から、それぞれの領域における知識・経験を持った司法と福祉の機関が協働することで、より総合的な生活支援ができることを強調し、今後の展望として、まずは司法の敷居を低くすること。そのためにはお互いが顔の見える関係づくりが必要だということ課題提起しました。

第二部は司法、福祉関係者代表によるパネルディスカッション。具体的な事例をもとに、司法ソーシャルワークにおいて法テラスが果たす役割について意見が交わされ、司法ソーシャルワークが機能するために、司法と福祉がどのように連携を強化していくのか、共有する場となりました。

日本は超高齢化社会、貧困問題などの課題、複雑・多様化する中、個人が抱える潜在的ニーズの掘り起こしとその支援が求められています。司法と福祉をつなぐ法テラスの今後の取り組みに、司法・福祉関係者から大きな期待が寄せられます。

（企画調整・情報提供担当）

福祉のうごき

2016年10月26日～11月25日

Movement of welfare

●いじめ認知数 過去最多

10月27日、文部科学省は「2015年度児童生徒の問題行動等調査」を公表。いじめの認知件数は22万4,540件の過去最多となった。この結果に対し文科省は「いじめを発見する意識が浸透し、掘り起しが進んだ」との分析をしている。

●特養待機者 4割減少

特別養護老人ホームの入所待機者数について、2015年度は38都道府県で約22万3千人と、2013年度に比べ42%減少したことが分かった。減少した背景に、特養の入所要件が要介護3以上と、厳しくなったことが考えられる。

●横浜市と川崎市共同の保育所開設へ

来年4月に横浜市と川崎市が共同で整備する認可保育所が開設することが分かった。場所は両市境の横浜市鶴見区。定員59名のうち、39名を横浜市、20名を川崎市が利用できる。

両市は2014年秋に協定を結び、来年開設する認可保育所で2園目となる。

●ダウン症の人への意識調査まとめる

厚生労働省は、ダウン症当事者への初の意識調査を行った。「毎日幸せに思うことが多いか」との質問に肯定的に答えた人は9割を超えた。この調査は、当事者のことをよく知ってもらうことで、適切なカウンセリングや支援体制につなげることを狙いに行われた。

介護福祉士としての専門性を社会に発信！ 第23回日本介護福祉士会 関東・甲信越ブロック研修会in神奈川

11月12日、関東・甲信越1都9県の介護福祉士約360名が本県に結集し、第23回（公社）日本介護福祉士会関東・甲信越ブロック研修会が開催されました。



開会の挨拶をする野上薫子
神奈川県介護福祉士会会長

開会式典で（公社）日本介護福祉士会会長の石本淳也さんは、国で今後の介護人材のあり方の議論が始まる今この時に、その中核である介護福祉士が職能団体として発信する意義を強調しました。

厚生労働省老健局による行政説明では、「介護離職ゼロ」の実現には良質な介護サービスの提供、ひいては介護人材の確保が重要とし、職場の魅力向上や処遇改善など総合的に取り組むと説明しました。基調講演では、（株）日本ヒューマンライフケア研究所所長の中村裕子さんが「介護福祉士に憧れや明るい未来を感じてもらうためには、現場の介護福祉士が自分の仕事に誇りと自信をもち、自律する姿を社会に示すことが大切」だとし、生命倫理の視点を拠り所とし

て介護実践内容を検討・調整・検証することを説き、倫理的思考を培い、適切な介護を行う実践力を養うこと等を提起しました。午後は9つの領域、42のグループでディスカッションが行われました。主催の（公社）神奈川県介護福祉士会会長の野上薫子さんは「新たな試みとして、各領域の企画・運営を各都県の介護福祉士会が分担し、全員参加で介護福祉士の専門性を考え、深めることができた」と手応えを話します。介護が国民全体の普遍的なニーズとなる中、介護福祉士の専門性の発揮にますますの期待が寄せられます。

（企画調整・情報提供担当）

— 社会福祉施設の設計監理 —

株式会社 **安江設計研究所**

東京都港区高輪 2-19-17-808
Tel 03 (3449) 1771(代) / Fax 03 (3449) 1772
E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp
URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・
アスベスト調査等お気軽にご相談ください

● 印刷の事ならおまかせください

● 印刷・デザイン・写真・イラスト・写真・印刷

お気軽にご相談ください！

株式会社 **あんざい**

横浜市港南区下永谷 3-24-29
TEL 045-822-8497
FAX 045-824-1303
mail: anzai@p-anzai.jp

私のおすすめ

◎このコーナーでは、子育てや障害、認知症・介護当事者の目線から、普段の暮らしに役立つ「おすすめ」なものを紹介します。

みんなで楽しめるカードゲームで盛り上がりましょう！

クリスマスやお正月といった行事が続く、家族が集まる時間が増える季節です。寒さが厳しくなって、室内で過ごすことも多くなりますよね。そんな時にすすめたいのが、みんなで気軽に楽しめるカードゲームです。そこで今回は、小さい子からおじいちゃんおばあちゃんまで一緒に遊べるカードゲームをご紹介します。

◆記憶力や目測が勝敗を分ける2つのゲーム

今回カードゲームについて教えていただいたのは、川崎市の輸入玩具・絵本の店「木のおもちゃ トナカイ」の店長・林信克さん。元保育園園長で、幼児教育を通しておもちゃのおもしろさを発信している方です。林さんによると、カードゲームは他者と関わりながら遊べるので、子どものコミュニケーション能力を育み、社会性を学ぶきっかけになるのだとか。小さい子も楽しめて、大人も対等に遊べるゲームを2つあげていただきました。

◆テディ・メモリー

さまざまなクマの絵が描かれたカードを裏返して並び、その中から同じ絵のカードを2枚見つけ出すゲーム。トランプゲームの神経衰弱と同じルールで、並べるカードの枚数を増減させることで難易度が変わります。

小さい子と楽しむ場合は表向きにしたカードの中から同じ絵のカードを見つけます。初めは絵の違いがわからなくても、「このクマちゃんはマフラーをしているね」などと言って気付かせてあげることで、集中して遊ぶようになるでしょう。子どもにとって、同じ絵を見つけた時に得られる達成感は自信となり、自己肯定感が高められるため、より良い人格形成につながるそうです。



「テディ・メモリー」。最初は型枠にカードをはめる遊びから

今月は

⇒ **NPO法人ままとんきっず**

がお伝えします！

今年で子育て支援活動24年目。お母さんたちが主体となって、親子が集うサロン、グループ保育、各種講座、産後サポート、子育て支援センターなどを運営。情報誌・単行本の発行物は40冊を超え、一部は海外でも翻訳出版。2015年末、高齢者の共同生活型住宅に隣接する新事務所に移転。子育て世代とシニア世代が交流できるコミュニティづくりで地域の活性化を目指し、活動の場を広げている。

〈連絡先〉〒214-0011川崎市多摩区布田24-26
(JR南武線中野島駅から徒歩7分)
TEL 044-945-8662 FAX 044-944-3009
URL <http://www.mamaton.jp.org/>

◆窓ふき職人

さまざまな大きさに描かれた窓の絵の中から、提示された窓枠と同じ大きさの窓を探し出すゲーム。窓は縦・横の長さ、向きがいろいろで、目で見当するだけで探し出すのは意外と難しく、その速さを競うことで難易度が上がります。簡単なルールなので、小さい子から高齢者まですぐに遊べて「これかな?」「いや、こっちだよ」などと、わいわい言いながら盛り上げられます。図形を認識する力や洞察力が深められ、頭の体操になるので、子どもはもちろん高齢者にもおすすめ。ぜひ家族みんなで楽しんでみてくださいね。



「これだ!」と思う窓に自分のコマを置く「窓ふき職人」。答え合わせをするまでドキドキ!

インフォメーション

〈今回の取材協力先〉

■木のおもちゃ トナカイ

〒213-0033川崎市高津区下作延2-35-1
(田園都市線梶が谷駅徒歩2分)

TEL & FAX 044-865-6669

URL <http://tonakaitoy.ocnk.net/>



◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当
事者・職能団体等の方々から日ごろの取り
組みをご寄稿いただきます。

団体名「おやじの広場」。発足は平成18年4月。メンバーは30名。
活動拠点は長屋門公園。毎月、囲炉裏を囲んで定例会開催。世話
人「吉野久」、事務局「清水靖枝」

〈連絡先〉〒246-0023横浜市瀬谷区阿久和東1-17 長屋門公園内

TEL & FAX 045-364-7072

無理なく・楽しく・自分のために

平成18年、第1期瀬谷区地域福祉保健計画の阿久和北
部地区別計画を策定するに当たり、様々な取組テーマを
掲げました。その中の一つに“定年後の男性に地域で活
動してもらうための場づくり”がありました。まずはそ
の男性達に集まってもらうための呼び掛けから始まりま
した。回覧版は目にしないだろうからと、歩いていて目
に留まる掲示板で呼び掛けることにしました。

「会社でもない、家でもない、何のしがらみもない集ま
りです。やがて終の棲家となるであろうこの地域の事を
話し合ってみませんか。ビールを片手に囲炉裏を囲ん
で」。会場は長屋門公園の古民家です。第1回の集まり
の日、5～6人くらいかなと思っていましたら、何と20
人が集合して下さいました。どこの自治会に所属してい
るかも知らない、ましてや阿久和北部連合など知る由も
ない方が大半を占めていました。

最初の数カ月、阿久和北部地域の様々な話をさせて
頂きました。そんなある日、古民家に興味を持ち参加さ
れた方が多い事を知り、長屋門公園の移築記録映画を観

て頂きました。するとある男性が「古民家は木組み、地
域は人組ですね」とつぶやかれました。嬉しかった。
「これで地域デビューは大丈夫」と確信を持ちました。

皆で考えた「おやじの広場」の名称を背中に染め抜い
たオレンジのウインドブレーカーも作り、当初は阿久和
北部の行事に出向き、手薄のところをフォローする役目
に徹していました。10年経った今、阿久和北部の行事に
はなくてはならない存在になっています。

現在メンバーは30名。役職はあえて決めません。世話
人を1名設けているだけです。会のモットー「無理なく・
楽しく・自分のために」の通り、本当に楽しそうに
活動している姿は、端で見ていても心が和みます。

活動内容は、地域の行事等への参画はもとより、保育園
での遊びの指導、中途障害者施設でのパソコン指導、
長屋門公園に見学に来る児童に竹笛づくりや昔の遊びの
指導、長屋門行事への協力、近くの公園に建てた「見守
りの家」の保全（建設も手掛けました）、そこでの学習支
援等々、どこに行ってもオレンジの背中が動いています。
一緒に活動している現役世代も、地域でのやがての
自分の居場所を十分に感じていることでしょう。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成28年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

補償金額（保険金額）

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,200万円	1,800万円	
	後遺障害保険金		1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償		上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額(保険金額)に同じ		
賠償責任の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円(限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		

年間保険料（1名あたり）

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		300円	450円
天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		430円	650円

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火ま
たは津波)に起因する被保険者自身
のケガを補償しますが(天災危険担保
特約条項)、賠償責任の補償につい
ては、天災に起因する場合は対象に
なりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第三課
TEL: 03(3593)6824
受付時間: 平日の9:00~17:00(土・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〈SJNK15-17042 2016.02.18作成〉

子どもの貧困を考えるー地域福祉推進を考えるセミナー開催

地域生活施設協議会・更生福祉施設協議会の共催による第15回目となる本セミナーは「子どもの貧困に向き合ってー地域社会のあり方を考えるー」をテーマに、去る11月18日に開催しました。

基調報告で（N）フリースペースたまりば理事長の西野博之さんは、創設25周年を迎えたたまりばの活動から、生きづらさを抱える子ども達の様子や、子どものSO Sをキャッチできる大人になるための視点と環境づくりについて話しました。

引き続き、子ども食堂に焦点をあて、子どもの未来サポートオフィス代表・横浜こども食堂ネットワーク準備会の米田佐知子さんが「子ども食堂の取り組みから見えてきたこと」と題し、子ども食堂の広がりや背景や横浜市内の状況、子ども食堂を始める・運営する際に考えておきたいこと等を語った後、平塚市で「よこち子子ども食堂」を運営する佐藤貴子さんは、立ち上げのきっかけや、食材調達や運営の工夫等の実践を報告しました。

遊びや食事を通してふとつらさを口にする「ながら相談」できるのが居場所の力（西野さん）、食人を呼ぶ（佐藤さん）、そして、子ども食堂でできた縁を日常の生活にどう結び付けていくか（米田さん）等の話を、参加した267名の民生委員児童委員、福祉施設、社協、行政、ボランティアなど地域支援に携わる方々が熱心に聞き入っていました。

今回のセミナーは、「アルコール依存症の回復への道のり」をテーマに1月19日に開催します。

（社会福祉施設・団体担当）

参加者の声（アンケートより抜粋）

- 子どもを制度に合わせる支援ではなく子どもに制度を寄せることが大切。
- 「支援する気満々の大人に対して子どもは助けを求めない」という言葉、本当にその通りだと思う。子ども達は口には出さないが、大人と同じくらい色々な考え方があり、本当はこうしたいという思いに対し寄添いながら支援することが大切だと思った。
- 子どもたちがつながりを築くことは貧困の経路を断つ手段であるということが分かった。



第19回介護支援専門員実務研修受講試験 合格状況

10月2日に、第19回介護支援専門員実務研修受講試験を県内4カ所（慶応義塾大学他）の会場で実施しました。

受験者数は7124人、合格者数は1036人で、合格率は14.5%と昨年度より3.3ポイント下回る結果となりました。

合格者の72%を介護福祉士が占め、社会福祉士や他の福祉・介護分野を合わせると福祉職が8割を超える結果となります。

合格者の平均年齢は43.2歳で、

男性は30歳代、女性は40歳代の割合が高くなっています。

なお、介護保険法の一部改正により、現行の受験資格の経過措置期間は平成29年度の試験までです。

合格者が受講する実務研修は、今回より受講時間数が87時間となり、内容も新たな科目が加えられ、演習時間も増えるなど一層充実した内容になりました。研修は本会、横浜社協並びに総合健康推進財団で実施の予定です。

（福祉研修センター）

平成28年度介護支援専門員実務研修受講試験 職種（資格）別合格状況

職種	合格者数（人）		比率（%）	
	28年度	27年度	28年度	27年度
介護福祉士	746	(945)	72.0	(69.9)
看護師	61	(98)	5.9	(7.2)
社会福祉士	61	(75)	5.9	(5.6)
介護等業務従事者	32	(39)	3.0	(2.9)
理学療法士	32	(33)	3.0	(2.4)
相談援助業務従事者	29	(43)	2.8	(3.2)
作業療法士	15	(25)	1.5	(1.9)
保健師	10	(10)	1.0	(0.8)
柔道整復師	8	(10)	0.8	(0.7)
栄養士（含む管理栄養士）	8	(11)	0.8	(0.8)
あん摩マッサージ指圧師	7	(15)	0.7	(1.1)
薬剤師	7	(12)	0.7	(0.9)
歯科衛生士	6	(10)	0.5	(0.7)
はり師	3	(4)	0.3	(0.3)
精神保健福祉士	3	(6)	0.3	(0.4)
歯科医師	2	(8)	0.2	(0.6)
准看護師	2	(4)	0.2	(0.3)
助産師	2	(1)	0.2	(0.1)
言語聴覚士	2	(1)	0.2	(0.1)
医師	0	(3)	0	(0.2)
計	1,036	(1,353)	100.0	100.0

※医師、視能訓練士、義肢装具士、きゅう師の合格者はいませんでした。

介護職のための新たな貸付事業がスタートしました

介護人材の確保を目的として、実務経験ルートで介護福祉士国家試験を受験して介護福祉士資格取得をめざす方や、既に介護に関する資格を持っている方の再就職のための貸付事業が始まりました。一定の要件を満たすと返還免除となります。詳細はホームページをご覧ください。

- ◇問合先=かながわ福祉人材センター
☎045-312-4816
URL <http://knsyk.jp/jinzai/>

本会主催

成年後見を学ぶ～県民講座～

成年後見制度の普及を目的とした県民講座を開催します。

- ◇日時=①1月18日(水)②1月25日(水)③2月9日(木)各回午前10時開始。終了は①午後4時②午後4時40分③午後1時50分
※半日単位での申込可
- ◇会場=茅ヶ崎市役所分庁舎6階コミュニティホール
- ◇対象=県内在住、在勤、在学の方
- ◇定員=50名(応募多数の場合は抽選)
- ◇参加費=無料
- ◇申込方法=1月11日(水)までに☎FAX Mailで申込む
- ◇問合先=かながわ成年後見推進センター
☎045-312-5788 FAX 045-322-3559
Mail kouken@knsyk.jp
URL <http://knsyk.jp/kouken/>

会員・関係機関主催

神奈川県身体障害施設協会 作品展示・販売

- 身体障害者入所通所施設の入居・利用者による自主製作品の展示・販売
- ◇期間=1月21日(土)～25日(水)午前10時～午後6時(初日は午後1時から、最終日は午後3時まで)

- ◇会場=かながわ県民センター1階展示ブース(入場料無料)
- ◇問合先=県身障協文化委員事務局 湘南希望の郷 ☎0466-48-4500

神奈川県重症心身障害児者協議会 平成28年度職員研修会

- ◇日時=1月28日(土)午前10時～午後4時30分
- ◇会場=県社会福祉会館2階講堂
- ◇参加費=加盟施設:無料、非加盟施設:500円
- ◇申込方法=1月10日(火)までに問合先に☎ FAX Mailで申込む(所属、参加者氏名明記のこと)
- ◇問合先=キャムロードみどりの家
☎045-937-6071 FAX 045-937-6062

寄附金品ありがとうございました

- 【一般寄付金】広瀬公子、日本農産工業(株)
- 【交通遺児援護基金】azbilみつばち倶楽部、アズビル(株)
- 【子ども福祉基金】荒谷昭子、明治大学校友会横浜地域支部
- 【ともしび基金】平塚養護学校、日本農産工業(株)、明治大学校友会横

浜地域支部、神奈川県ボウリング場協会、(一社)神奈川健康生きがいつくりアドバイザー協議会、(株)神奈川機関紙印刷所、神奈川県立保土ヶ谷養護学校

(合計1,103,117円)

【寄附物品】山下みゆき、(一社)神奈川県自動車会議所
(いずれも順不同、敬称略)



神奈川県自動車会議所より障害者福祉施設等へ介護車両を寄贈いただき、山崎新太郎理事長(右)へ感謝状を贈呈



(株)日能研関東より県内児童福祉施設、児童相談所一時保護所に英語学習教材の寄附をいただき、小嶋隆代表取締役社長(左)へ感謝状を贈呈

年末たすけあい運動実施中!

共同募金運動は10月から12月まで3カ月間に実施する「赤い羽根共同募金(一般募金)」(※)と、12月に実施する「年末たすけあい募金」があります。

「赤い羽根共同募金」は主に県内の民間社会福祉施設や団体が地域福祉を推進するための事業へ、「年末たすけあい募金」は市区町村社協が地域単位で実施する生活支援事業などに活用されます。

「年末たすけあい募金」は生活困窮者の年越支援を目的とし、昭和28年に神奈川県と県社協の提唱により始まりました。起源は住民同士が米や餅、衣類などを持ち寄り、お互いの生活を助け合う「一品持ち寄り運動」と言われています。

最近ではひとり暮らし高齢者のためのサロン活動、子育て支援事業、障がい者団体が行う事業をはじめ、公的援助が届きにくい小規模団体の活動費など、地域で最も必要とされる事業へと支援の輪を広げています。

今年の「年末たすけあい募金」の目標額は3億9,300万円です。住み慣れた町で安心して暮らしていくために、さまざまな地域福祉事業が計画されています。

皆様の温かいご支援をお待ちしています。

- ◇実施期間=平成28年12月1日(木)～31日(土)
- ◇寄付金受付窓口=共同募金会市区町村支会
- ◇寄付金・配分金の取り扱い=寄付金は、当該地域のために全額活用されます。
- ◇問合先=神奈川県共同募金会 ☎045-312-6339

※平成25年度より運動期間を1月から3月までの3カ月間拡大しました。拡大した期間は県共同募金会が県内の企業と共同事業を推進するための特定活動期間とします。
(神奈川県共同募金会)



病気や障害のある人の思いを伝えつなげる新聞

ゆうこ新聞 (横浜市)

「新聞でもつくる。」の一言から

病気や障害とともに生きる人に向けた季刊の新聞『ゆうこ新聞』を発行する小川ゆう子さん(27)が、全身性エリテマトーデス(SLE)※と診断されたのは11年前。これまでの日常を病に奪われたこと、治療は心底つらく「これは乗り越えられないかも」と何度も思ったそうです。

退院後、同じ病室の人や見舞いの人の言葉に支えられたことを思い出して「今つらい思いをしている仲間、何かできることはないだろうか」と考えるようになりました。同病の友人からの「新聞でもつくる?」の一言が心に留まり、初めての新聞づくりに着手。約2週間後の平成22年秋に創刊号を発行しました。



※指定難病「SLE」は、全身の臓器に原因不明の炎症が起こる自己免疫疾患の一種で、膠原病の1つとして分類されている。日本のSLE患者数は、推定6万人から10万人といわれる

診断名で分類されない交流

『ゆうこ新聞』は、小川さんが病气とともに暮らす中での関心事、他の当事者に聞きたいことを軸に紙面が作られています。そこに、病気や障害のある方々がアンケートの回答を通して参加しています。

病院の待ち時間の過ごし方を特集した号では「季節や外の景色を感じるような本を読んでいます。女性・チャージグストラウス症候群・気管支喘息」「妄想。内容は内緒。20代・男性・脳性麻痺他、同様回答多数」「先生に話すことを考えたり、メモにまとめたりしている。20代・男性・先天性ミオパチー」など、読者が伝え合い、紙面上の交流が進みます。



創刊号は20部。現在700部を発行。読者は20代から90代と幅広い。紙面の端々にクスッと笑える仕掛けがある(①②第23号「保険が気になる」③第21号「診察室ではできない話」より)

患者と患者でない人をつなぐ

「特定の病気をテーマにするつもりは初めからありませんでした。自分の病気だけでなく、別の病気や障害に関心を持つこと、その人たちが感じていることを聞き、共有することも大事だと思うからです」と小川さんは話します。

さまざまな当事者の言葉で綴られている『ゆうこ新聞』を、理解されたい痛みや思いを家族や医師に説明するときに活用しているという読者の話に、小川さんは当事者が発信する意味を改めて考えたそうです。

「患者の置かれている状況や思いを伝え、患者と患者以外をつなぐのは動ける患者だと思っています。動ける自分ができることを、これからもやっていきます」と確かな言葉で語ってくださいました。


(企画調整・情報提供担当)



新聞は紙のみで発行(無料)。役所などにも配架されている。郵送希望は電子メールで受付ける
Mail yuko-news@hotmail.co.jp

借金・離婚・相続・労働問題・犯罪被害...

こんなとき、まずは法テラスへ



よかった、法テラスに電話して。

日本司法支援センター

法テラス10th Anniversary

法的トラブルは、適切な機関や専門家に相談するのが解決への近道。まずはお気軽に法テラスへお電話ください。内容に応じて、ご利用いただける法律制度や相談窓口をご案内します。

法テラス・サポートダイヤル

0570-078374

夜間・土曜日・どうぞ (平日9:00~21:00) 犯罪被害者支援ダイヤル (土曜日9:00~17:00)

通話料のみでご利用いただけます。 **0570-079714**

法テラス神奈川

☎050-3383-5360

〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10階

法テラス川崎

☎050-3383-5366

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10階

法テラス小田原

☎050-3383-5370

〒250-0012 小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5階

受付時間【共通】 平日9:00~17:00

「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています